



## 6 申請・事業実施・報告等にかかる手続き

次の方法により申請、事業実施、報告等を行うものとします。

項目	
申請書の提出	令和元年5月24日(金)まで *必着
申請から決定、報告までの流れ	a. 応募：所定の申請書類（「様式1,2」）を提出。 ↓ b. 選考：提出書類を基に本会地域福祉推進担当にて審査を行う。 ↓ c. 通知および交付：選考結果の通知（文書）。助成決定先への助成金交付。 ↓ d. 確認：必要に応じ事業の進捗状況等を確認。 ↓ e. 報告：助成決定社協は年度内に事業を終了し、「市町村社協部会モデル事業報告会（仮称）」にて事業内容を報告（2～3月開催予定）
事業実施期間 変更・中止	事業内容を変更・中止する場合は必ず年度内に速やかに本会事務局に連絡し、「様式5」を提出。
実績報告書の提出	令和2年4月10日(金)まで *必着

## 7 留意事項

- ・事業が複数年に渡る場合は、原則3年を助成の限度とします（申請及び審査は毎年実施）。
- ・複数の社協による事業の場合は、別途実施体制、役割分担等を示す書類を添付してください。
- ・助成が決定した場合、本年度に開催予定の「市町村社協部会モデル事業報告会（仮称）」、もしくは市町村社協部会主催の会議・研修会等にて事業内容を報告していただく予定です。また、本会市町村社協部会の会議等時に事業概要を本会より周知させていただくと共に、助成決定時に市町村社協名、事業終了後に提出いただいた「県社協 HP 掲載用報告書」を本会ホームページに掲載いたします。
- ・成果物（報告書・当日資料等）を県内各市町村社協配布分（34部程度）ご用意ください。

## 8 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別途本会と助成決定市町村社協で協議の上、定めるものとします。

## 9 事務局・問合せ先

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2（かながわ県民センター12階）  
（福）神奈川県社会福祉協議会 地域福祉推進部 地域福祉推進担当  
TEL 045-312-4815 FAX 045-312-6307 E-mail [tiiki@knsyk.jp](mailto:tiiki@knsyk.jp)